

国民健康保険税改定に係る基本方針（案）

令和5年2月13日市長決裁

1. 基本方針策定の趣旨

国民健康保険（以下「国保」という。）制度は、被用者保険に加入する者等を除く全ての住民を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後の砦ともいえるものである。しかしながら、他の医療保険制度と比べ、高齢者や低所得者層が多く加入していること等により、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題を抱えている。

このような状況を改善し、国保制度の安定化を図るため、国は大幅な公費投入により国保の財政基盤を抜本的に強化するとともに、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに国保制度の運営を担い、国保の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなった。市町村は、地域住民と身近な関係の中、保険税の賦課・徴収、資格管理、保険給付、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされ、共同保険者として、県と一体となって進めていくことが求められている。

埼玉県の国保事業運営の基本となる「第2期埼玉県国民健康保険運営方針（令和2年12月策定）」（対象期間：令和3年度～令和5年度。以下「第2期運営方針」という。）では、財政運営の基本的な考え方として、国保事業費納付金や保健事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率等を設定し、適正な収納額を確保することにより、市町村国保特別会計の収支を均衡させる必要があるとしている。また、国保財政の健全化を図るため、一般会計から補てんしている法定外繰入金を解消・削減すべき赤字と定義し、令和8年度までに計画的・段階的に解消すべきとするとともに、市町村ごとに異なる保険税水準の統一を図るため、3段階に分けて進めて

いくとしている。

このような状況から、第２期運営方針を踏まえ、国保制度を健全かつ安定的に運営していくため、「国民健康保険税改定に係る基本方針」を策定するものである。

● 保険税水準統一の進め方（第２期運営方針）

① 納付金ベースの統一

激変緩和措置が終了となる令和６年度から、納付金の算定過程において医療費水準を反映しないほか、都道府県向けの公費を市町村単位ではなく県単位で計算することとし、市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準によることを目指す。

② 準統一

令和９年度から収納率格差以外の項目を統一することを目指す。

③ 完全統一

平成３０年度決算において収納率格差が最大で約１２ポイントあることから、収納率格差が一定程度まで縮小された時点で収納率格差を反映しない完全の統一を実現する。

2. 行田市の国保の現況

被保険者数 17,674人 (令和5年1月31日現在)

世帯数 11,543世帯 (令和5年1月31日現在)

賦課方式 2方式 (所得割・均等割)

均等割軽減 低所得世帯：所得金額に応じて7割・5割・2割

未就学児 : 5割

納期 普通徴収：第1期から第9期 (年9回)

特別徴収：偶数月に年金から天引き (年6回)

保険税率 及び 賦課限度額		医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
	所得割	7.2%	2.2%	1.6%
	均等割	24,000 円	9,000 円	10,000 円
	1世帯の賦課限度額	63 万円	19 万円	17 万円

(参考) 標準保険税率※

令和5年1月本算定

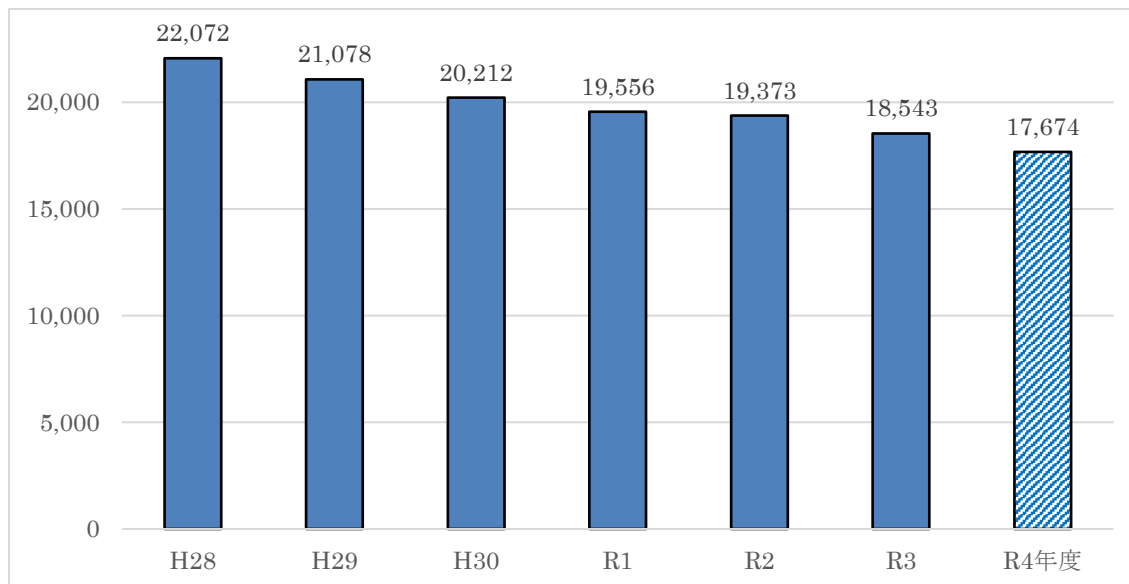
	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割	6.63%	2.76%	2.41%
均等割	40,057 円	16,126 円	17,473 円

※厚生労働省令で定めるところにより、県が県内全ての市町村の保険税率の標準的な水準を示す数値として毎年度算定するもの。各市町村のあるべき保険税率の見える化を図り、また、各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示すもの。

●被保険者数の推移

被保険者数は毎年減少し、令和３年度には１８，５４３人となっている。平成２８年度から令和３年度の減少率は１６．０％で、毎年平均３．２％減少している。

(単位：人)

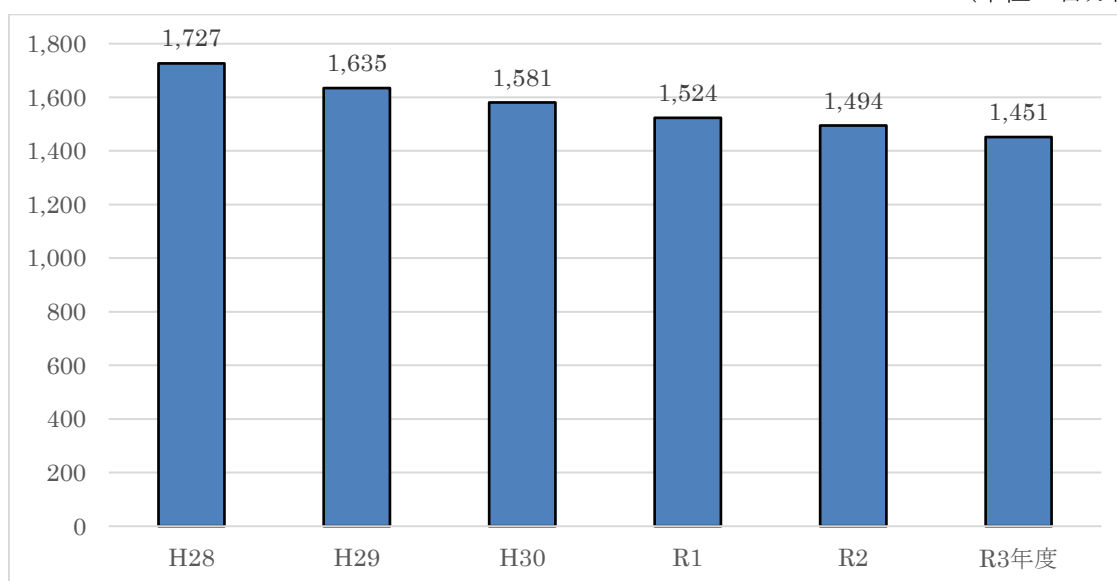


※ 各年度の年度末現在の数値。令和４年度のみ令和５年１月末現在の数値。

●国民健康保険税収入の推移

国民健康保険税収入は毎年減少し、令和３年度には１４億５，１００万円となっている。平成２８年度から令和３年度の減少率は１６．０％で、毎年平均３．２％減少している。

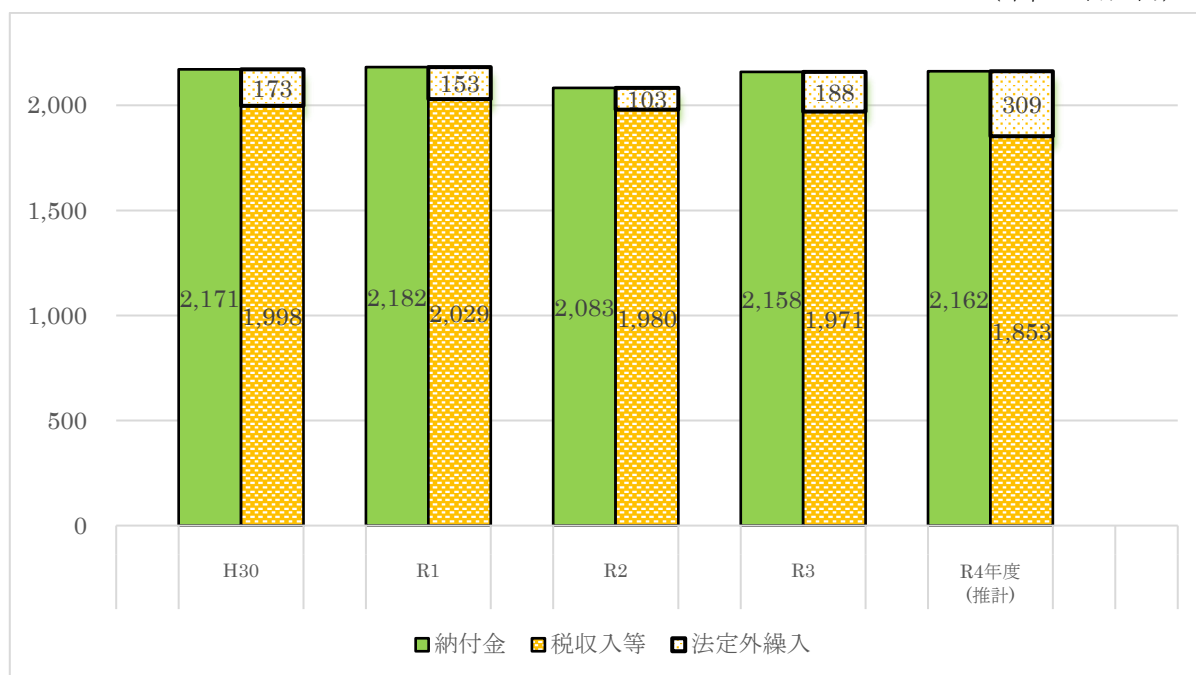
(単位：百万円)



●法定外繰入金（赤字）及び納付金の推移

納付金額は横ばいであり、その約5～14%を法定外繰入金で賄っている。

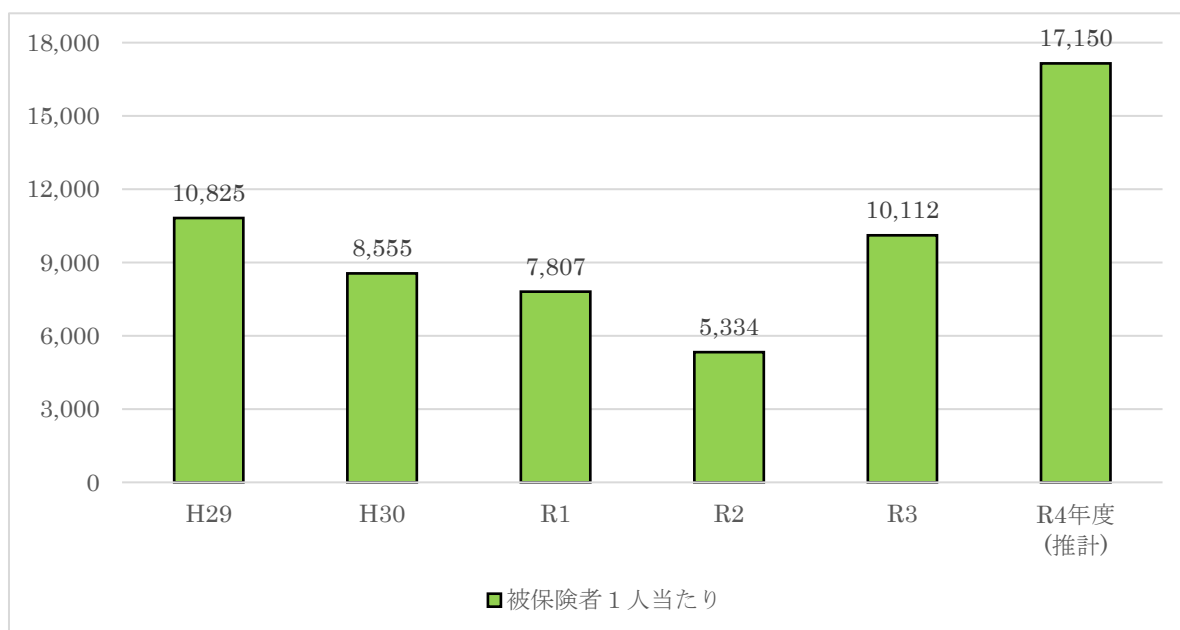
（単位：百万円）



●法定外繰入金（被保険者1人あたり）の推移

被保険者1人あたりの法定外繰入金は、令和3年度は10,112円である。令和4年度は17,150円（推計）と、さらなる増加が見込まれる。

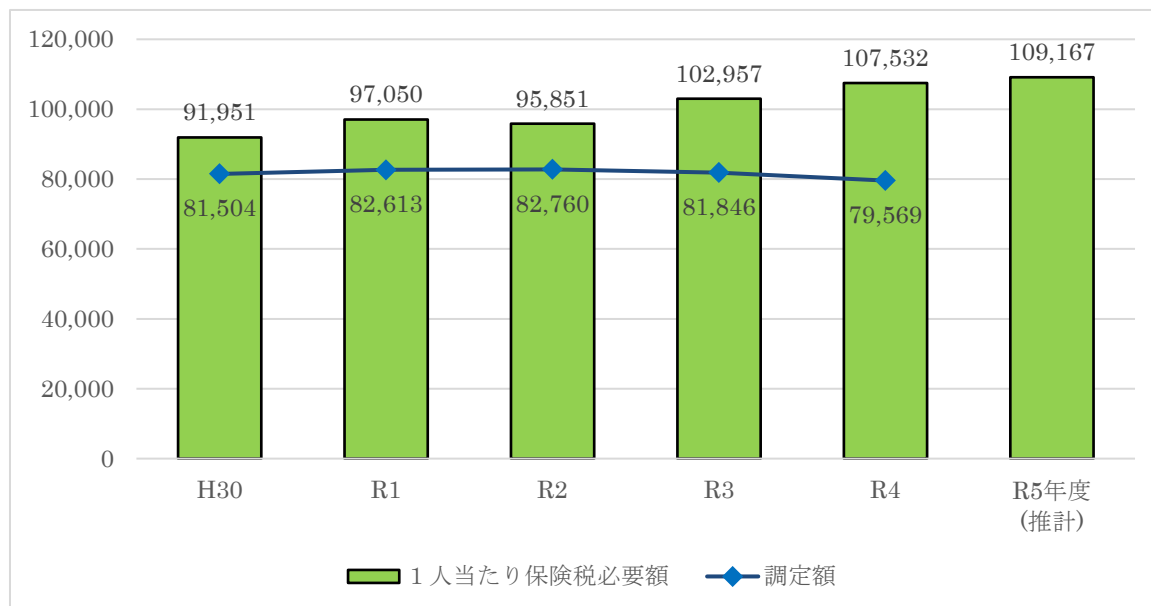
（単位：円）



●被保険者 1 人当たり保険税必要額及び調定額の推移

県が算出した被保険者 1 人当たりの保険税必要額は、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間で約 16.9%増加している。一方、調定額は横ばいで、その差は大きくなっている。

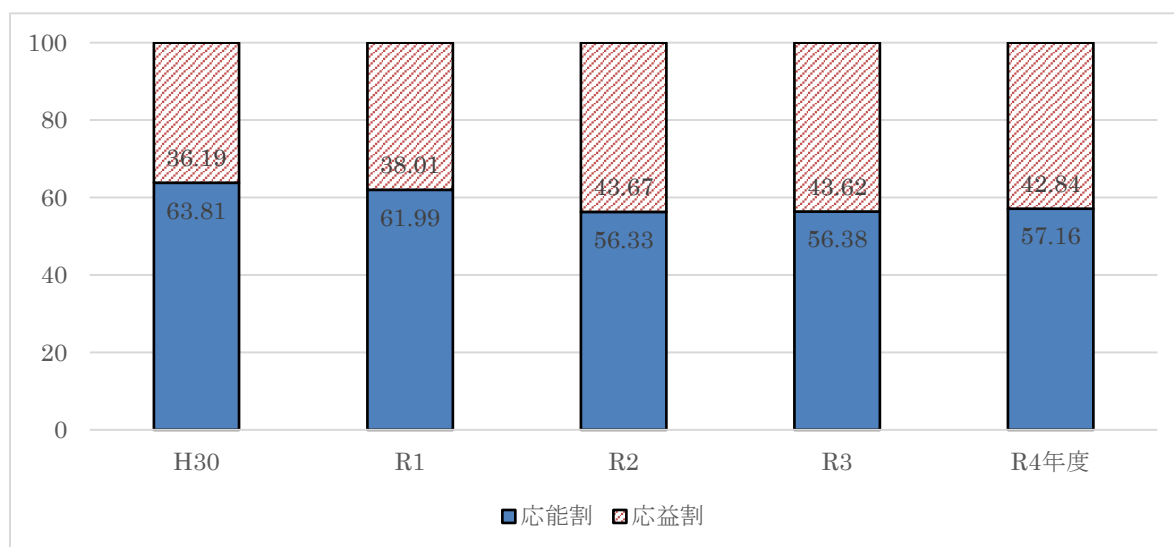
(単位：円)



●応能負担・応益負担の割合（医療給付費分）の推移

令和 2 年度に賦課方式を 4 方式（所得割、均等割、資産割、平等割）から 2 方式（所得割、均等割）に改正したことにより応益分の割合が増えたが、県の標準税率の割合には到達していない。

(単位：%)



3. 国保税見直しの必要性

国保の被保険者数が年々減少する一方で、医療の高度化や高齢者の割合増加などにより、納付金の額は減少せず横ばいの傾向となっている。そのため、一人当たりの必要保険税額は年々増加している。

本市では、国保税率について、令和2年度に賦課方式を4方式から2方式に改正したが、それ以降見直しを行っていない。このため、国保特別会計において歳入不足を補う法定外繰入が恒常化しており、令和3年度決算では、約1億8,700万円を一般会計から繰り入れている。

また、県による納付金の算定に当たっては、市町村の負担が急激に増加しないよう、激変緩和措置として国及び県から公費が投入されており、これにより本市の納付金額が低く抑えられているが、この激変緩和措置が令和5年度で終了することに伴い、令和6年度以降は納付金額が上昇し、財源がさらに不足することが予測される。

「国民健康保険税算定にあたっての基本方針（令和元年7月12日市長決裁）」においても、この激変緩和措置の終了を見据え、令和5年度までに保険税率の見直しを再度検討するとしていたところであるが、これらを踏まえると、国保制度の健全かつ安定的な運営を推進するために、国保税の見直しが急務である。

4. 国保税率改定の方針

第2期運営方針において、令和8年度までに法定外繰入金（赤字）を解消すること、令和9年度に県内の保険税水準の準統一を行うこととされていることを踏まえ、本市の国保税率改定の方針を次のとおり定めることとする。

（1）保険税率について

標準保険税率に近づけることを目標とする。特に、納付金算定における国及び県の激変緩和措置の終了に伴い、令和6年度以降、納付金額の上昇が見込まれることに留意する。

（2）応能応益割合について

現行税率では、県の標準保険税率と比べて応能割（所得割）の割合が大きくなっていることから、応益割（均等割）を増やして、標準保険税率に近づけることを目標とする。ただし、応益割を増やすことは、特に多人数世帯への影響が大きいため、改定に当たっては、被保険者の急激な負担増にならないよう留意する。

（3）改定時期について

被保険者の負担が急激に増加しないよう、令和6年度から令和8年度にかけて、毎年度、段階的に保険税率を改定する。

（4）第3期埼玉県国民健康保険運営方針について

県が第3期埼玉県国民健康保険運営方針を策定した際には、その内容を踏まえ、必要に応じて再検討を行い、適切に反映する。